

ベトナム司法制度視察旅行記

弁護士 服部 由美

1. 平成 25 年（2013 年）3 月 20 日から 24 日まで、愛知県弁護士会の国際委員会のメンバーで、ベトナム司法制度視察に行ってきました。

ご高承の通り、ベトナムは、近年、アジアの中でも、投資先として大変注目されておりますし、また、今年は、日越外交樹立 40 周年にもあたります。

ものづくり王国といわれる愛知県内企業にとっても、ベトナムは、進出意向が高い国であり、今回、当会国際委員会が、ベトナムの司法制度を視察するため訪れるのは、こうした潮流を見据えたものであるといえます。

2. ベトナムでは、ベトナム弁護士連合会、ハノイ法科大学の日本法センター、最高人民裁判所、Asia Pacific International Law Firm の訪問の他、ベトナム司法大臣を表敬訪問することもできました（以上、訪問順）。

(1) ベトナム弁護士連合会（Vietnam Bar Federation）

ベトナム弁護士連合会では、Dr. DO NGOC THINH, Vice President cum Secretary General が、ベトナムの弁護士制度やベトナム弁護士連合会の位置付けについて、説明して下さいました。

ベトナム弁護士連合会は、2009 年に設立されたベトナム初の全国統一弁護士会であり、弁護士の免許を付与するのは司法省ですが、弁護士カードを発行するのは、ベトナム弁護士連合会です。

訪問当時、全国で、約 7,800 名に弁護士カードを発行しており、そのうち、ホーチミン市が約 3,200 人、ハノイ市は約 2,200 人で、この 2 つの地域で全体の 7 割近くになるとのことでした。

2006 年、2012 年に弁護士法が改正され、弁護士の活動領域が広がったとのことですが、弁護士の数が増え、仕事に恵まれない人もいるとのことでした。

ちなみに、ベトナムでは、中国などと同様に、法律業務は、弁護士の独占とされていません。たとえば、「人民弁護士」（ベトナム祖国戦線、ベトナム女性連合等によって推薦される。）は、刑事訴訟法上、弁護人となれます（刑事訴訟法 56 条 1 項(c)参照。）。



ベトナム弁護士連合会の外観

(2) ハノイ法科大学の日本法教育研究センター (Hanoi Law University, Research and Education Center for Japanese Law)

ハノイ法科大学は、ベトナムの法曹養成のための単科大学ですが、名古屋大学は、ハノイ法科大学に、日本法教育センターを設立しており、日本人弁護士も、同センターに在職していらっしゃいます。

同センターでは、当会弁護士が、「日本の法曹」「日本の弁護士」というテーマで講義をしました。

講義は、民暴やDVといった話にまで及びましたが、学生さんは、皆、とても熱心に受講されていました。

(3) 最高人民裁判所 (Supreme People's Court)

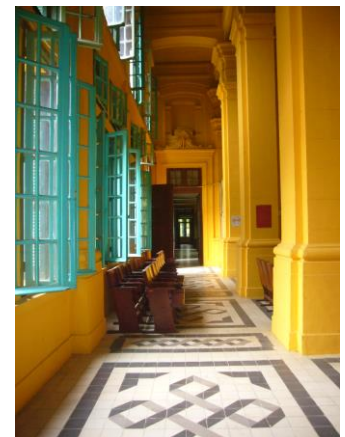
最高人民裁判所では、国際協力局長がベトナムの裁判制度について、説明して下さいました。

最高人民裁判所でいただいた”Court System of the Socialist Republic of Vietnam” (2009) には、次頁の図「Organizational structure of the People's Courts of the Socialist Republic of Vietnam (ベトナム社会共和国の人民裁判所の組織構造)」が掲載されています。

三級あるため、一見、三審制のように見えますが、実は、二審制です。

国際協力局長によると、県レベルの人民裁判所 (人民裁判所組織法 2 条 2 号参照) は、全国で 683 ヶ所、省レベルの人民裁判所 (人民裁判所組織法 2 条 3 号参照) は、全国で 63 ヶ所あります。その管轄は、民事では、例えば、当事者が外国にいるとき (ベトナム人と日本人が結婚して日本におり離婚したいときなど) は、省レベルが管轄となるということです (民事訴訟法 33 条、34 条参照。)。また、刑事では、原則として、懲役 15 年の法定刑までは、県レベルが管轄となるようです (刑事訴訟法 170 条参照。)

そして、県レベルが第一審の場合、省レベルが控訴審となり、省レベルが第一審の場合、最高人民裁判所が控訴審となって、控訴審判決・決定は、法的効力を有します。すなわち、二審制です (人民裁判所組織法 11 条 1 項)。

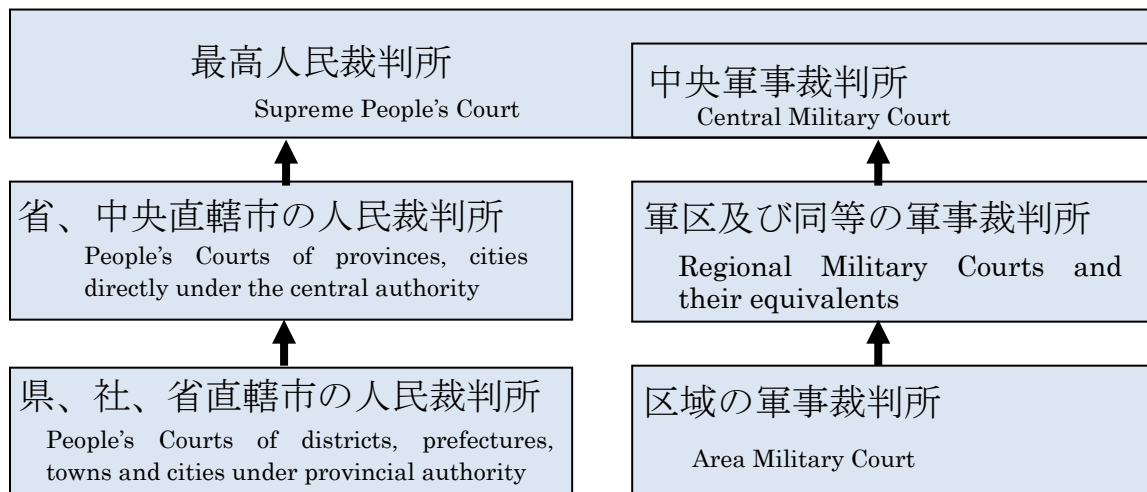


最高人民裁判所と懇談の様子

もっとも、ベトナムには、再審制度の他に、**監督審**という制度があります（人民裁判所組織法 11 条 2 項）。すなわち、判決・決定が法的効力を有するようになってからも、法律違反等があると判断されれば、監督審で再び審理されるのです。ただし、異議申立権限は、最高人民裁判所長官及び最高人民検察院長官にあり（民事訴訟法 285 条 1 項。なお、県レベルについては、同条 2 項）、当事者は、異議申立権者に書面で通知する権限しかありません（同法 284 条 1 項）。

裁判は、原則として公開ですが、国家機密にかかわる場合等には、非公開となります（憲法 131 条、人民裁判所組織法 7 条）。また、判決文は、その一部が裁判所のウェブサイトで掲載されているとのことです。

＜ベトナム社会共和国の人民裁判所の組織構造＞（"Court System of the Socialist Republic of Vietnam" (2009)より。和訳は、JICA 仮和訳による。）



＜ベトナム社会共和国憲法＞（JICA 仮和訳による。以下、他の法律も同じ。）

127 条 最高人民裁判所、地方の各人民裁判所、各軍事裁判所及びその他法律の規定による各裁判所は、ベトナム社会主義共和国の裁判（審理）機関である。

＜ベトナム社会共和国人民裁判所組織法＞

2 条 ベトナム社会主義共和国において、以下の裁判所がある。

1. 最高人民裁判所
2. 省、中央直轄市の裁判所
3. 県、社、省直轄市の裁判所
4. 軍事裁判所
5. 法律の定めによるその他の裁判所

11 条 裁判所は、二階級審理制度を実現する。

訴訟法の規定に基づく期限内に控訴、異議申し立てがなかった第一審の判決、決定は、法的効力を有する。控訴、異議申し立てがあった第一審判決、決定については、事件は控訴審の審理を受ける。控訴審の判決、決定は法的効力を有する。

2 法的効力が生じたが、法律違反又は新しい事情があることが発見された裁判所の判決、決定は、訴訟法の規定に基づく監督審または再審の順序に従い再び審理される。

(4) Asia Pacific International Law Firm (A-PAC)

A-PAC は、2011 年に開所された新しい法律事務所ですが、女性所長 Dr. Nguyen Thi Bich Van は、前職が計画投資省外国投資局の高官だったこともあり、同事務所は、外国企業のベトナム投資の支援に強味があるとのこと。日本人弁護士も 3 人いらっしゃいます。

同事務所での懇談では、ベトナムにおいて日系企業の海外進出を現に支援している弁護士から生の情報を得ることができ、大変参考になりました。

また、同事務所では、訴訟にも力を入れており、日系企業も、以前より訴訟や仲裁を利用することが増えているそうです。

ちなみに、ベトナムでは、2010 年に新しい**仲裁法**が成立し(施行は 2011 年)、VIAC (Vietnam International Arbitration Centre) には、外国籍の仲裁人も 3 名いるとのこと。また、ベトナムは、ニューヨーク条約(外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約)に加盟していますが、ベトナム民事訴訟法 370 条 2 項 b)は、「**外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行が、ベトナム法の原則に反する**」場合、ベトナムにおける執行を承認、許可しない旨、規定しているため、例えば、ベトナムではなく、別のニューヨーク条約締約国での仲裁を紛争解決手段として選択しておき、当該国で得た仲裁をベトナムで執行しようとする場合、要注意です。

(5) 司法大臣 (His Excellency Ha Hung Cuong, Minister of Justice) 表敬訪問

司法大臣への表敬の前に受けた説明によれば、司法省は、法整備とその施行、弁護士の監督、ベトナム国籍の管理、民事判決の執行や国家賠償、法律家育成(司法学院は、司法省の直轄)等を所管しているとのこと。また、現在、憲法改正を準備中とうかがいました。

司法大臣は、私達の表敬に際し、まず、ベトナムの歴史、すなわち、長い戦争があったことに触れられ、ベトナム政府は、戦争が残した課題に取り組み、国民がよりよい生活を享受できるようサービス提供しなければならず、その中 1 つに司法サービスもあると述べられました。

その上で、20 年以上に亘る日本政府の ODA や JACA の支援を評価されました。また、現在、57 の外国法律事務所が存するうち 3 つが日本の事務所であるが、愛知県の法律事務所がまだ進出していないのは残念であるとしたものの、愛知県には、人材育成に期待しているとのことでした(司法省副大臣も国際協力局長も、名古屋大学に留学していたとのこと)。



司法省外観



司法大臣閣下

3. 後記

- (1) 以前、モンゴルを訪問したときにも感じたことですが、国際交流は、一朝一夕にはならないものです。

名古屋大学は、先に述べた通り、ベトナムのハノイ法科大学に、日本法教育研究センターを開設していますが、日本の本校では、国際開発研究科等に多数の留学生を受け入れている他、法政国際教育協力センター（Center for Asian Legal Exchange, “CALE”）を設置しているところ、その事業活動は、1990年まで遡れ、日本の大学で唯一法整備支援研究・事業を専門的に取り組むセンターとして活動を広げてきたとのことです（http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/about_us/index.html より）。

今回、ベトナムを訪れて、ベトナムでの JICA ならびに名古屋大学のベトナム及び日本での活動に、改めて思いを致しました。

- (2) ハノイの街は、発展途上の国特有の活気にあふれており、また、シャイながらも明るく勤勉なベトナム人の国民性には、大変好感がもたれました。ハノイ法科大学の学生さん達には、街案内もしてもらい、感謝の気持ちでいっぱいです。

ベトナムでは、上述のような訪問の他、ベトナムで働く何人かの日本人弁護士と会食する機会に恵まれたのですが、その体験談からベトナムでの法的サービス提供の苦勞を感じると同時に、単純に、ベトナムにこれほどの数の日本人弁護士が進出しているという事実には驚きをおぼえました。

今回の視察旅行をきっかけに、今後は、ベトナムの法務事情フォローアップに努め、弊事務所のリーガルサービス提供に活かしていきたいと思えます。



ハノイの街並み



ハノイの街角



ステキなレストラン & おいしい料理



初体験！エッグコーヒー！

「コーヒーに卵!？」

いえいえ、存外、おいしかったです！

但し、私のように、お腹に自信のある方にお勧め。